能美市国土強靱化地域計画

（案）

令和８年１０月（予定）

能　　美　　市

＜目　次＞

Ⅰ．はじめに．．．

目標３．行政機能の確保 39
３－１　市庁舎等の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態 39
３－２　職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態 41
目標４．経済活動の継続 43
４－１　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 43
４－２　産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 44
４－３　食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響 45
４－４　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 46
４－５　農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下 47
目標５．ライフラインの早期復旧 48
５－１　テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・ＳＮＳなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 48
５－２　発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態 50
５－３　ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止 51
５－４　幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 53
目標６．地域社会・経済の復興 55
６－１　自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 55
６－２　災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、ＮＰＯ、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 56
６－３　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 58
６－４　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 59
６－５　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 61
６－６　風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 62
６－７　やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により集落に戻らないことで、集落の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態 63
Ⅴ．施策分野ごとの指標 64
１．施策分野ごとの指標 64
Ⅵ．計画の推進 65
【別紙】能美市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業一覧

Ⅰ．はじめに

１．はじめに

我が国では、大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を余儀なくされてきた。平成 23 年の東日本大震災の教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについては、最悪の事態を念頭に、従来の狭義の「防災」の枠を超え、国土政策や産業政策等も含めた総合的な対応を、長期的な視点で着実に進めることが必要である。

こうしたことから、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行された。基本法においては、大規模自然災害等に備え、事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進することの重要性が示されている。

また、基本法の理念を踏まえ、平成 26 年６月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、国全体で強靱化を進めるための枠組みが整備された。さらに、基本法第 13 条では、都道府県又は市町村が、当該区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、他の国土強靱化に係る計画等の指針となるべきものとして定めることができる旨が規定されている。

これを受け、本市では、令和３年３月に「能美市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、強靱化に向けた施策を推進してきたところである。

基本法制定以降も、全国各地で地震、台風、集中豪雨に伴う水害・土砂災害等が頻発し、甚大な被害が生じている。本市においても、令和４年８月の大雨、令和６年能登半島地震により大きな被害を受けた。加えて、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの老朽化が顕在化している。

これらの災害で明らかとなった課題や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の強靱化に係る取組の方向性を明確にし、施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を見直し、改定するものである。

Ⅱ．基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

１．計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」にあたるものであり、下記の計画期間における本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるものである。

２．計画の期間

令和８年度から令和 12 年度までの５年間とする。

３．基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の４項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた強靱化を推進する。

① 人命の保護が最大限図られること
② 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

４．事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、以下の６項目を事前に備えるべき目標として設定する。

① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③ 必要不可欠な行政機能を確保する
④ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

５．基本的な方針

本計画では、基本計画や石川県強靭化計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とする。基本計画の基本的な方針を踏まえ、次の５つの基本的な方針のもと、本市の強靭化を推進する。

① 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靭化
③ デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化
④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
⑤ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

Ⅲ．脆弱性評価

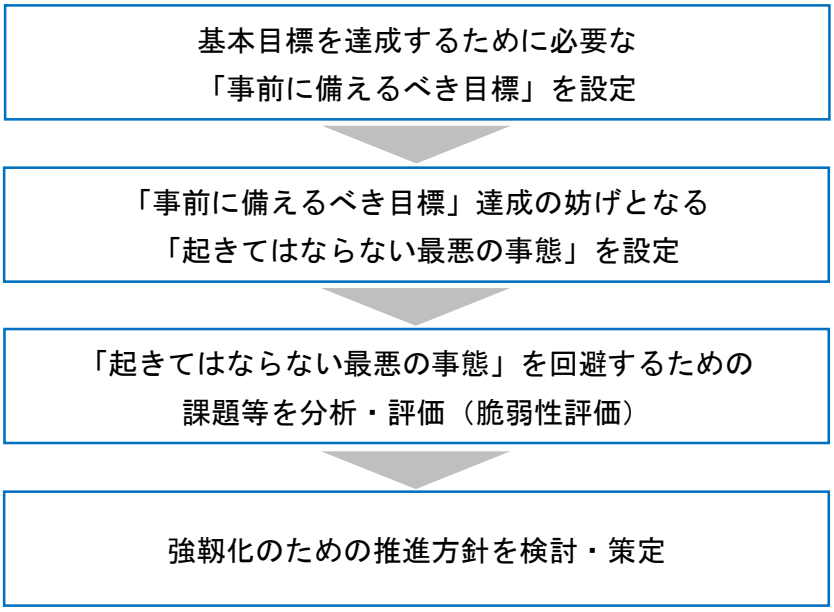
１．脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

基本計画では、「強靱化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組み及び手順により、脆弱性評価を実施し、推進方針を検討した。

＜脆弱性評価の流れ＞



２．起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本計画においては、国及び石川県の脆弱性評価を参考に、本市の地域特性や想定されるリスクを踏まえ、先に設定した６つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる 32 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による死傷者の発生
		1-2	大規模火災（住宅地、林野等）による死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	洪水・高潮に伴う浸水による死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生
2	【救助・救急・医療】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の停滞
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺
		2-3	災害そのものによる精神的苦痛、または劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-4	組織的な共助の活動が不足し、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態
		2-5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-6	想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態
		2-7	孤立地域等の発生と長期化
		2-8	大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下
3	【行政機能の確保】 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市庁舎等の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態
		3-2	職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
4	【経済活動の継続】 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		4-2	産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
5	【ライフラインの早期復旧】 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・ＳＮＳなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態
		5-3	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
		5-4	幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	【地域社会・経済の復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、ＮＰＯ、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
		6-7	やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により集落に戻らないことで、集落の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態

Ⅳ．推進方針

１．施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ)」を回避するための推進方針について、以下の９つの個別施策分野と５つの横断分野を設定して、整理した。

【個別施策分野】
①行政機能・防災教育等　②住宅・都市　③保健医療・福祉　④ライフライン
⑤産業　⑥交通・物流　⑦農林水産　⑧国土保全　⑨環境

【横断分野】
⑩リスクコミュニケーション　⑪人材育成　⑫官民連携　⑬老朽化対策
⑭デジタル活用

2.「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価、強靱化の推進方針、関連計画等

目標１．人命の保護

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

１－１　大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による死傷者の発生

②住宅・都市

＜脆弱性の評価＞

〇建築物等の耐震化及び老朽化対策が必要
〇避難路の安全対策が必要
〇大規模盛土造成地の継続的な観察・防災意識の向上が必要
〇二次災害の防止対策が必要

＜推進方針＞

〇建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進

・大規模地震時の建築物の倒壊を防ぐためには、建築物の耐震化を図ることが重要であり、「能美市耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
・市民に対しては、耐震診断や耐震改修工事の助成制度の周知を図り、住宅等の耐震化を進める。
・病院や宿泊施設、共同住宅等、民間の「多数の者が利用する建築物（旧特定建築物）」についても、普及啓発活動を通じて耐震化を呼び掛けていく。

〇避難路の安全対策の推進

・地震時のブロック塀の倒壊による事故を未然に防ぐとともに、避難路の通行を確保するため、危険ブロック塀除却補助制度の周知を図り、避難路の安全対策を推進する。
・老朽化した空き家の倒壊による被害を防ぐため、空き家等解体費補助制度の周知を図り、老朽空き家が放置されないようにする。

〇大規模盛土造成地の安全対策の推進

・令和６年度に大規模盛土造成地第２次スクリーニング計画の評価を行った結果、緊急的な第２次スクリーニングは不要となり、引き続き「経過観察」を行うとともに、大規模盛土造成地マップ等の情報提供により市民の防災意識の向上を図り、日常点検を促進する。

〇二次災害の防止

・大規模地震発生後において、余震等による被災建築物の倒壊、外壁・看板等の落下による二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施できる体制の整備を図る。

・県及び関係団体と連携し、判定実施本部の設置、判定士の確保、判定区域・優先順位の設定、判定資機材の備蓄、受援体制の整備及び市民への周知に取り組む。

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇避難行動要支援者への支援体制が必要

＜推進方針＞

〇避難行動要支援者への支援体制の構築

・災害の発生時や災害が発生するおそれのある時に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別避難計画の策定、避難訓練の支援等により、地域と連携した避難支援を推進する。

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するための対策が必要

＜推進方針＞

〇避難路の安全対策の推進

・電柱の倒壊による道路閉塞を回避するため、緊急輸送道路及び幹線道路の無電柱化を計画的に推進する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇市民一人ひとりの自助・共助意識の向上が必要

＜推進方針＞

〇地域の防災力・災害対応力の向上

・地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練を支援して実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇ＩＣＴや先進の防災技術を駆使した災害対応が必要

＜推進方針＞

〇先進の防災技術の活用

・災害用ドローンや衛星携帯電話を活用して、災害時の被害状況の早期把握・情報共有を図るとともに、ＡＩの活用など先進の防災技術を導入し、防災体制を強化する。

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市耐震改修促進計画（令和 3 年 11 月改訂）

１－２　大規模火災（住宅地、林野等）による死傷者の発生

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇住宅地等、消火が困難な場合を想定した防火体制の整備が必要

〇地震発生後の通電火災対策が必要

〇林野火災の発生防止や延焼拡大対策が必要

＜推進方針＞

〇住宅地等に対する防火対策の推進

・住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理について、市民への周知・啓発を継続する。

・消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材や低水位ストレーナー、耐震性防火水槽等を整備する。

〇地域の消防力の向上

・地域の消防力向上のため、消防団員の確保や、消防団による市民への防災意識の啓発を図るとともに、各消防団に配備している消防ポンプ車・被服等を順次更新するなど装備の強化を図る。

・地震等による停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災の対策について普及啓発を図るとともに、感震ブレーカーの設置を促進する。

〇林野火災対策の推進

・令和８年１月から運用を開始した林野火災警報及び林野火災注意報、たき火の届出制度や喫煙・火気の適正処理などの林野火災防止対策の普及啓発を図るとともに、消火訓練の実施や避難計画策定を進める。また、ドローンの活用など早期発見するシステムを検討・整備する。

⑦農林水産

＜脆弱性の評価＞

〇林野火災の発生防止や延焼拡大対策が必要

＜推進方針＞

〇林野火災対策の推進

・下刈りや間伐等の森林の適正管理を推進するとともに、火災発生時に備え、ため池等の消防水利やアクセス道路の確保に努める。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

１－３　大規模津波等による死傷者の発生

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇津波浸水想定の検証が必要

〇市民一人ひとりの避難方向・避難場所の正しい知識が必要

＜推進方針＞

〇津波からの確実な避難をするための各種取組の推進

・県による津波浸水想定の見直しに合わせて、津波ハザードマップや津波避難計画を継続的に見直し、更新を行う。

・避難行動を速やかにとれるよう、自主防災組織の防災訓練を通して、避難方法や避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動を周知する。

・防災行政無線戸別受信機の整備を継続的に実施するとともに、各種ＩＣＴの活用により、情報収集・伝達体制を強化する。

・消防団や自主防災組織等の安全を確保するため、津波が到達する前に撤退するよう、「能美市津波避難計画、大津波警報発令時対応マニュアル」における退避ルールを周知する。

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇市民一人ひとりの避難方向・避難場所の正しい知識が必要

＜推進方針＞

〇津波からの確実な避難をするための各種取組の推進

・高齢者や障害のある方の防災安全対策の促進や、避難行動要支援者名簿を作成して早めの避難行動に関する啓発、支援等を推進する。

⑧国土保全

＜脆弱性の評価＞

〇海岸保全施設の整備等による高潮対策や侵食対策等が必要

＜推進方針＞

〇高潮対策や侵食対策等に向けた取組の推進

・高潮対策や侵食対策等として、堆砂効果を有する離岸堤等による前浜の形成維持、海岸堤防等の海岸保全施設整備を国及び県と連携を図りながら促進する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇市民一人ひとりの自助・共助意識の向上が必要

＜推進方針＞

〇地域の防災力・災害対応力の向上

・ 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練を支援して実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。(1-1 再掲)

【関連計画等】

- 能美市津波ハザードマップ（令和 5 年 3 月見直し）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市津波避難計画（平成 27 年 3 月）
- 大津波警報発令時対応マニュアル（令和 5 年 12 月）

１－４　洪水・高潮に伴う浸水による死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇要救助者に対する救助体制の構築が必要

〇浸水想定区域の検証と周知・啓発が必要

＜推進方針＞

〇各種機関との連携強化

・浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制を構築する。また、継続的に合同訓練を実施し、体制の強化を図る。

〇防災情報の的確な伝達

・必要に応じて洪水ハザードマップを継続的に見直しする。

・防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、ＳＮＳ等を用いて気象情報や避難情報を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインや避難計画の策定・更新を行う。

②住宅・都市

＜脆弱性の評価＞

〇開発行為等に対する雨水流出抑制対策が必要

＜推進方針＞

〇長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進

・新たな開発行為等において、能美市小規模雨水排水基準に基づく指導を行い、適切な雨水調整池の整備を推進する。

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇市民と地域（自助・共助）の災害対応力の向上が必要

＜推進方針＞

〇地域の防災力・災害対応力の向上

・浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を促進し、施設利用者の円滑な避難の確保を図る。

⑦農林水産

＜脆弱性の評価＞

〇農業水利施設の改修や補強が必要

〇森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要

＜推進方針＞

〇長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進

・ 農業水利施設の計画的な改修・補強等を図る。

・ 森林整備計画に基づき整備を進め、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。

⑧国土保全

＜脆弱性の評価＞

〇幹線排水路の整備等による浸水対策が必要

〇河川改修の整備等による浸水対策が必要

＜推進方針＞

〇長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進

・ 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負担増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水貯留浸透施設等の整備を計画的に実施する。

・ 幹線排水路等の整備・維持管理による浸水対策を推進する。

・ 鍋谷川、舘谷川、八丁川、西川、熊田川の改修等を推進する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇市民と地域（自助・共助）の災害対応力の向上が必要

＜推進方針＞

〇地域の防災力・災害対応力の向上

・ 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練を支援して実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。（1-1 再掲）

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇防災インフラ等の状況把握・情報共有が必要

＜推進方針＞

〇防災情報の的確な伝達

・ 死傷者の発生を避けるには、的確な情報の把握が重要であるため、「水防に係る消防警備マニュアル」等の巡視基準に基づき、デジタル技術を活用した遠隔監視システムや各種機関が発信する情報を活用して、水防団等による巡視の強化を図る。

【関連計画等】

- 能美市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和 6 年 3 月）
- 能美市水防計画（令和 2 年 6 月見直し）
- 能美市公共下水道事業経営戦略（平成 31 年 2 月）
- 能美市公共下水道事業全体計画（雨水）（令和 7 年 3 月）
- 能美市森林整備計画（令和 7 年 4 月見直し）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 水防に係る消防警備マニュアル（令和 7 年 8 月改正）

１－５　土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による死傷者の発生

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇土砂災害警戒区域の検証と周知・啓発が必要

＜推進方針＞

〇土砂災害への対応の強化

・土砂災害ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール、ＳＮＳ等により迅速な情報を提供する。
・「能美市避難情報の判断・伝達マニュアル」における避難勧告等の発令基準に基づき、市民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇市民と地域（自助・共助）の災害対応力の向上が必要

＜推進方針＞

〇地域の防災力・災害対応力の向上

・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を促進し、施設利用者の円滑な避難の確保を図る。

⑧国土保全

＜脆弱性の評価＞

〇土砂災害等の発生を未然に防止するための対策が必要

＜推進方針＞

〇土砂災害への対応の強化

・土砂災害警戒区域の安全対策として、森林等の保全管理対策や土石流対策、急傾斜崩壊対策等による整備を県と連携して推進する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇市民と地域（自助・共助）の災害対応力の向上が必要

＜推進方針＞

〇地域の防災力・災害対応力の向上

・ 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練を支援して実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。（1-1 再掲）

【関連計画等】

- 能美市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和 6 年 3 月）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市避難情報の判断・伝達マニュアル（令和 7 年 3 月）

１－６　暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇緊急車両の出動や、消防水利の確保が必要

＜推進方針＞

〇除雪体制の強化

・消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要

〇交通対策に向けた取組の強化が必要

＜推進方針＞

〇除雪体制の強化

・除雪作業は、「能美市道路除雪実施計画」に基づき、降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果から出動時期を適切に判断して実施する。
・雪道ネットワーク（緊急避難道路等の幹線市道）については、新たな積雪が５cm 以上に達したときに出動し、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
・その他の路線については、新たな積雪が 10cm 以上に達したときに出動する。
・大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制の強化を図る。
・住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、排雪場所の確保・充実を図り、降雪状況に応じて排雪を実施する。
・急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、必要に応じて凍結防止剤の散布を行い、スリップ事故等の防止に努める。

〇交通対策に向けた取組の推進

・コミュニティバスの運行状況等を適宜的確に把握し、問合せ等への対応や広報を行う。運行遅延や欠便が発生した際には、ホームページやＳＮＳ、防災行政無線等により交通情報を広報・周知する。
・道路交通障害の発生が予測される際や発生した際には、ホームページやＳＮＳ、防災行政無線等により交通情報を広報・周知するとともに、不要不急の外出を控えるよう呼びかける。

⑪人材育成

＜脆弱性の評価＞

〇道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要

＜推進方針＞

〇除雪体制の強化

・民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、除雪体制の強化を図る。

⑫官民連携

＜脆弱性の評価＞

〇町会・町内会をはじめとした、市民の協力体制が必要

〇自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要

＜推進方針＞

〇除雪体制の強化

・住民や町会・町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進するとともに、地域包括支援センターや民生委員に大雪時の見守り体制の協力を依頼する。また、町会・町内会の除雪機械の購入費用等及び作業免許取得費等の一部を補助する。

・自力での屋根雪下ろしが困難な世帯や町会・町内会施設の屋根雪下ろしに対し、町会・町内会が業者に委託する補助制度の周知を図る。

⑬老朽化対策

＜脆弱性の評価＞

〇除雪機械を常に安定して稼働できる状態に維持管理をするため、除雪機械の計画的な更新が必要

〇狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新が必要

〇老朽化した空き家が屋根雪等で倒壊しないよう対策が必要

＜推進方針＞

〇大雪対策の推進

・ 市が保有する除雪機械の使用年数延伸による老朽化と故障発生の増加が課題となる中、適切な維持管理・計画的な更新を行う。

・ 消融雪施設の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。

・ 老朽化した空き家が屋根雪等により倒壊しないように、危険な空き家の所有者に適正な管理を指導するとともに、空き家等解体費補助により解体を促す。また、倒壊のおそれがある特定空家は、行政代執行等による解体工事を検討する。

【関連計画等】

● 能美市道路除雪実施計画（令和 3 年 11 月見直し）

● 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

目標２．救助・救急・医療

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

２－１　消防等の被災等による救助・救急活動等の停滞

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇救助・救急機関が機能を維持するための対策が必要
〇救助・救急機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
〇消防水利の整備が必要
〇警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
〇消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
〇浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
〇市民や地域の力による災害対応力の向上が必要

＜推進方針＞

〇応急活動を担う機関の機能強化

・被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。
・通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実、強化する。
・地震により消火栓が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。

〇応急活動の効率的な展開

・災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、市の情報共有システムや国の映像共有システムを活用して、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
・大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する合同訓練に参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
・災害発生時に対策本部や救助・救急機関の機能を維持するために、衛星携帯電話等の通信手段や非常用電源の確保など、必要な対策を講じる。
・水難救助隊や消防団によるボートを利用した講習・操船訓練等の取組により、浸水区域に取り残された市民が安全に浸水区域外に避難できる体制を強化する。
・消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図る。

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇救助活動に支障を来さない道路整備が必要

〇救急・救命活動を迅速に行うルートを確保しておくことが必要

〇道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

＜推進方針＞

〇応急活動の効率的な展開

・電柱の倒壊による道路閉塞を回避するため、緊急輸送道路及び幹線道路の無電柱化を計画的に推進する。（1-1 再掲）

・救助活動や緊急車両通行の空間を確保するため、道路拡幅（路肩拡幅含む）を推進する。

〇道路ネットワークの確保

・緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。

・緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。

〇道路施設の維持管理

・長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗装修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のＬＥＤ化を計画的に推進する。

⑪人材育成

＜脆弱性の評価＞

〇市民や地域の力による災害対応力の向上が必要

＜推進方針＞

〇応急活動の効率的な展開

・救命講習や応急手当定期講習会を実施し、バイスタンダー（救急場所に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。

【関連計画等】

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和 7 年 3 月見直し）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

２－２　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇災害時にも強い医療体制や搬送体制の整備が必要

＜推進方針＞

〇医療・福祉機能等の整備

・ 災害時医療活動資機材の整備、ヘリポートの整備等、災害時の医療体制や搬送体制の整備を推進するとともに、必要に応じて業務継続計画の見直し・更新を行う。

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保しておくことが必要

〇道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

＜推進方針＞

〇道路ネットワークの確保

・ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。(2-1 再掲)

・ 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)

〇道路施設の維持管理

・ 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含)、舗装改修、舗装修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のＬＥＤ化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

【関連計画等】

- 能美市耐震改修促進計画（令和 3 年 11 月改訂）
- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和 7 年 3 月見直し）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

２－３　災害そのものによる精神的苦痛、または劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理や広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要

〇避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要

〇避難生活の長期化に対応できる避難所づくりが必要

＜推進方針＞

〇迅速な避難所の開設及び運営

・ 各地区において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。

・ 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実・分散配置により、避難所施設の機能向上を図る。

〇避難生活の長期化に対する支援体制の整備

・ 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府）等を踏まえ、避難所での多様なニーズや要配慮者の特性を考慮し、プライバシーに配慮した資機材を整備するなど、避難者が安心して生活できる場の提供・整備を推進する。また、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア等、避難生活での命の危険を回避する避難所体制を整備する。

・ 備蓄資材の保管や支援物資の受入れ等の拠点となる施設や屋外避難者の受入れ、仮設住宅予定地、更に支援部隊の駐留なども想定した防災拠点広場を整備する。

②住宅・都市

＜脆弱性の評価＞

〇避難生活の長期化に対応できる避難所づくりが必要

＜推進方針＞

〇避難生活の長期化に対する支援体制の整備

・ 被災者の早期の生活再建を支援するため、地域防災計画に基づき、応急仮設住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要

＜推進方針＞

〇迅速な避難所の開設及び運営

・ 要配慮者に対して事前の避難先・避難方法の確認を行い、設備や機能を兼ね備えた福祉避難所に適切に誘導できるようにする。

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇避難生活の長期化に対応できる避難所づくりが必要

＜推進方針＞

〇避難生活の長期化に対する支援体制の整備

・ 避難生活の長期化に備え、指定避難所に通信設備・発電機・資機材等を整備し、避難所施設の機能向上を図るとともに、災害情報や安否確認等の情報支援を行う。また、国の災害対応車両登録制度の活用も考慮するとともに空調等の整備を推進する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要

＜推進方針＞

〇迅速な避難所の開設及び運営

・ 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。

・ 多言語に対応したデジタルハザードマップの公開・周知により、外国人に対し、災害への心構えや避難行動の理解を促し、観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導体制を整備する。

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市避難所運営マニュアル（令和 7 年 5 月修正）

２－４　組織的な共助の活動が不足し、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇自主防災意識の向上のための防災教育の推進が必要

〇避難所の適切な設置・運営等に資する取組が必要

〇避難所運営体制の強化が必要

＜推進方針＞

〇防災教育の推進による市民一人ひとりの災害対応力の向上

・災害が発生すると、行政による「公助」には一定の限界があるため、防災教育を推進し、自分の身は自分で守る「自助」、住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進する。

〇避難所の適切な設置・運営

・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府）等を踏まえ、避難所での多様なニーズや要配慮者の特性を考慮し、プライバシーに配慮した資機材を整備するなど、避難者が安心して生活できる場の提供・整備を推進する。また、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア等、避難生活での命の危険を回避する避難所体制を整備する。（2-3 再掲）

〇避難所運営体制の強化

・各地区において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。（2-3 再掲）

・指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実・分散配置により、避難所施設の機能向上を図る。（2-3 再掲）

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇避難所の適切な設置・運営等に資する取組が必要

＜推進方針＞

〇避難所の適切な設置・運営

・避難生活の長期化に備え、指定避難所に通信設備・発電機・資機材等を整備し、避難所施設の機能向上を図るとともに、災害情報や安否確認等の情報支援を行う。また、国の災害対応車両登録制度の活用も考慮するとともに空調等の整備を推進する。（2-3 再掲）

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇避難所運営体制の強化が必要

〇災害支援団体との連携強化や災害ボランティア等の受入れ体制の整備が必要

〇防災士や自主防災組織との連携強化が必要

〇自主防災組織の活性化が必要

＜推進方針＞

〇避難所運営体制の強化

・市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。(2-3 再掲)

〇災害支援団体との連携強化や災害ボランティア等の受入れ体制の整備

・甚大な被害により市単独での対応が困難となる場合に備え、国が事前に登録する被災者援護協力団体登録制度も活用し、災害支援ＮＰＯ等と平時から定期的な情報交換等による信頼関係の構築を図るとともに、円滑なボランティアの受入れ体制や支援方法を明確化する。

〇防災士や自主防災組織との連携強化

・自主防災組織や防災士会の間の連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実に繋げるほか、災害時に自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援する。

〇自主防災組織の活性化促進

・市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。

⑪人材育成

＜脆弱性の評価＞

〇避難所運営を担う人材の確保が必要

＜推進方針＞

〇避難所運営を担う人材の確保

・あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを普及するとともに、住民等を対象とした避難所運営訓練の実施を支援し、住民等が主体的に避難所を運営できるようにする。

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市避難所運営マニュアル（令和 7 年 5 月修正）

２－５　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇家庭、事業所での生活必需物資の備蓄が必要

〇断水時における飲料水・生活用水の確保手段の周知が必要

＜推進方針＞

〇家庭や地域、事業所における非常用備蓄の推進

・ 家庭や地域、民間事業所での備蓄を啓発し、地域団体や民間事業者等と連携して備蓄を推進する。

・ 断水時に備え、飲料水の備蓄（1 人 3 日分以上）とともに、ポリタンク・浄水器・非常用給水袋等の備蓄を啓発し、井戸水・湧水等の身近な水源の活用方法について住民への周知を図る。

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要

〇断水時の飲料水・生活用水を確保するための多様な給水手段の整備が必要

〇代替電源や燃料等を迅速に確保する体制が必要

〇電気事業者との情報共有・協力体制の整備が必要

〇燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要

＜推進方針＞

〇上水道の応急給水体制の整備

・ 上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。

・ 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。

〇代替手段の確保

・ 大規模災害時の断水に備え、湧水・地下水等を活用した多様な給水手段を確保するとともに、避難所・防災拠点等において電力供給が停止した場合でも使用可能な水源の整備を検討する。

・ 電力の不通に備え、防災拠点や避難所等において、非常用電源の整備（蓄電池の備蓄や再生可能エネルギーの導入拡大等）、ＬＰガスの導入等を推進する。

〇各種事業者との連携強化

・電力の不通時に、電源車や非常用発電機等の優先配備を必要とする地域や施設を早急に定め、迅速かつ円滑に配備できるよう、国や県、電気事業者等との連携体制を強化する。

・災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、イベント等を通して、平時から連絡体制を強化する。

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保しておくことが必要

〇道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

＜推進方針＞

〇道路ネットワークの確保

・緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。(2-1 再掲)

・緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)

〇道路施設の維持管理

・長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含)、舗装改修、舗装修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のＬＥＤ化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

⑫官民連携

＜脆弱性の評価＞

〇応援協定業者と連携し緊急調達の仕組みづくりが必要

〇民間井戸所有者等との連携による断水時の生活用水確保の仕組みづくりが必要

＜推進方針＞

〇家庭や地域、事業所における非常用備蓄の推進

・生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう、イベント等を通して連携を強化する。

・断水時の生活用水確保に向け、民間等との協定締結を推進し、平時から連絡・活用体制を整備する。

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇物資供給体制の強化が必要

＜推進方針＞

〇物資供給体制の強化

・ 新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の災害時を見据えた訓練・研修を実施し、システム操作方法の習熟度の向上を図る。

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市水道事業経営戦略（平成 31 年 2 月）
- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和 7 年 3 月見直し）

２－６　想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇広域避難者への支援が滞らないよう情報共有体制の整備が必要

＜推進方針＞

〇広域避難者の情報共有体制の整備

・広域避難者については、近隣自治体等と連携し、デジタル技術も活用して、避難者情報を相互に共有できる体制を構築する。

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇要配慮者の福祉面でのサポート体制の構築が必要

〇車中等避難所以外への避難者を把握・支援するためのスキームの構築が必要

〇広域避難の実施体制の整備が必要

〇避難行動要支援者の避難行動を支援するための対策が必要

〇被災者の災害時の健康管理体制の整備が必要

＜推進方針＞

〇要配慮者の災害時支援体制の構築

・地区ごとの福祉避難所の指定など要配慮者の受入れ・支援体制の整備を図り、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や関係団体との連携により福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

〇避難所・避難者の情報把握

・車中など、避難所以外への避難者についても、支援が十分に行えるよう、その把握に努めるため、情報共有等に係る関係部局・市町間の連携スキームの構築を推進する。

・車中泊や在宅避難者等が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することや、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなどの支援方策を検討するよう努める。また、健康上の留意点等の広報や支援に必要な物資の備蓄に努める。

〇広域避難の実施体制の整備

・あらかじめ締結した他市との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

・避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

〇要配慮者対策の推進

・避難行動要支援者の避難行動を支援するため、能美市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など部局横断型で、平時より県との連携及び民生・児童委員、あんしん相談センター、介護職員、自主防災組織、ボランティア、町会・町内会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。

〇災害時健康管理体制の整備

・災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努めるほか、県を通じて、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）を要請する。

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇避難者の情報共有体制の整備のためデジタル技術の活用が必要

＜推進方針＞

〇デジタル技術の活用による避難所・避難者の情報把握

・被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

２－７　孤立地域等の発生と長期化

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇電気・水道等のライフラインの断絶対策が必要

＜推進方針＞

〇上水道施設の耐震化

・ 上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。（2-5 再掲）

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保しておくことが必要

〇迂回路を確保するための支援道路（既存道路を含む）の整備が必要

〇道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

〇大雪に備えた中山間地域における雪害対策が必要

＜推進方針＞

〇道路ネットワークの確保

・ 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。（2-1 再掲）

・ 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。（2-1 再掲）

・ 中山間地域については、孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な整備を行う。

〇道路施設の維持管理

・ 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗装修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のＬＥＤ化を計画的に推進する。（2-1 再掲）

〇大雪対策の推進

・ 民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇孤立が予想される地域の連絡体制の強化や物資の事前配置、防災拠点の整備などの環境整備、世帯情報等の確認が必要

＜推進方針＞

〇孤立集落への迅速な対応の実施

- 被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう、町会・町内会と事前に調整を図る。
- 孤立が予想される集落に対しては、土砂災害・雪崩等の危険個所を含めた孤立リスクを把握し住民へ周知するとともに、町会・町内会長を通して、事前に連絡手段、世帯情報等を調査し、台帳や地図情報として整備、記録する。
- 孤立が予想される集落に対し、衛星通信等の代替通信手段を確保するとともに、電力・情報通信事業者等と連携し、通信の冗長性を確保する。
- 孤立時に住民が自活できるよう、電源・水源・熱源等の資機材を備えた防災拠点施設を確保し、食料・飲料水・生活必需品・燃料等の物資を事前に備蓄する。

⑫官民連携

＜脆弱性の評価＞

〇電気・水道等のライフラインの断絶対策が必要

＜推進方針＞

〇関係機関との連携

- 災害時のライフラインの断絶を防止するため、電力・情報通信業者等の関係機関と連携し、代替手段の確保を促進する。

⑬老朽化対策

＜脆弱性の評価＞

〇除雪機械を常に安定して稼働できる状態に維持管理をするため、除雪機械の計画的な更新が必要

〇狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新が必要

＜推進方針＞

〇大雪対策の推進

・ 市が保有する除雪機械の使用年数延伸による老朽化と故障発生の増加が課題となる中、適切な維持管理・計画的な更新を行う。（1-6 再掲）

・ 消融雪施設の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。（1-6 再掲）

【関連計画等】

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和 7 年 3 月見直し）
- 能美市道路除雪実施計画（令和 3 年 11 月見直し）
- 能美市林道施設長寿命化計画（平成 30 年 2 月）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

２－８　大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下

③保健医療・福祉

＜脆弱性の評価＞

〇避難所における感染症の予防対策が必要

＜推進方針＞

〇避難所で感染症対策の推進

・集団避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、避難所における飛沫感染防止用品や手指消毒剤等の衛生用品の整備を推進するとともに、ゾーニングの実施、健康観察体制の構築、換気・共用設備の衛生管理など総合的な感染症対策を推進する。

・平時から市広報及び市の公式ＳＮＳを活用した情報提供・広報活動を通して、感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進する。

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要

〇下水道施設の耐震化が必要

＜推進方針＞

〇災害時におけるトイレの調達手段及び処理体制の確立

・地域防災計画に基づき、災害時に起こりうる事態を想定して携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレ調達手段の確立を図る。また、し尿の収集運搬、処理体制の整備を推進する。

〇下水道施設の耐震化

・大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、市民の生命・財産に係る事態を生じるおそれがあるため、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）
- 能美市公共下水道事業経営戦略（平成 31 年２月）
- 能美市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年９月改定）
- 能美市避難所運営マニュアル（令和７年５月修正）
- 能美市災害廃棄物処理計画（令和３年３月）

目標３．行政機能の確保

必要不可欠な行政機能を確保する

３－１　市庁舎等の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇災害対策本部室等の執務室の機能強化が必要

〇情報収集体制の強化が必要

＜推進方針＞

〇災害対策本部室等の執務室の機能強化

・大規模災害時に庁内において、災害対応を円滑に行うため、災害対策本部室など防災機能の強化を図る。

・応援職員や支援関係機関の受入れについては、能美市役所本庁舎、本庁舎防災・機能強化施設等を活用し、活動スペースとなる会議室等をあらかじめ指定するとともに、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定し、円滑な受援体制を整備する。

〇情報収集体制の強化

・災害対策本部において、消防、警察、関係機関及び市民等から得られる情報を集約し、被害の実態把握、状況判断及び意思決定につなげるため、情報共有の仕組み及び連絡系統の見直しを行う。

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇情報伝達体制の多重化が必要

〇情報収集体制の強化が必要

＜推進方針＞

〇情報伝達体制の多重化

・被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・近隣市町・民間事業者等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等、災害時の通信手段の分散化、多重化を図る。

〇情報収集体制の強化

・ 国・県・市町・関係機関の一元的な情報共有に向けて、内閣府の新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）との連携を行う。また、災害時の実効性を確保するため、市職員の運用能力の向上を図る。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

３－２　職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇職員の危機管理意識の向上を図る防災教育が必要
〇業務継続体制の確保が必要
〇防災拠点等の機能強化・整備が必要
〇防災・危機管理機能の維持・強化が必要
〇支援の受入れに向けた体制づくりが必要

＜推進方針＞

〇職員の危機管理意識の向上を図る防災教育

・災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、防災総合訓練のほか、防災関係システムの習熟、研修などを通じて、平時から職員の危機管理意識や災害対応力の向上に努める。

〇業務継続体制の確保

・「能美市業務継続計画」に基づき、各課の重要な行政データをバックアップするとともに、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
・災害対応において各部局や関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務や情報共有・利活用等について、マニュアル等の整備を通じて手順や運用方法の明確化・統一化を進める。
・業務継続のため、災害時に使用可能な衛星携帯電話や優先電話等の通信機能の整備、非常用電源に係る燃料、車両等を確保するとともに、各種協定の締結により、燃料（ＬＰガス）、資機材等の提供に係る協力体制を構築・強化する。
・被災者の生活再建に必要な罹災証明（被災）及びり災証明（火災）の発行を早期に行うための体制を整備する。

〇防災拠点等の機能強化・整備

・庁舎の機能不全に備え、防災センターに災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。

〇防災・危機管理機能の維持・強化

・「能美市公共施設等総合管理計画」に基づき、庁舎や公共施設の耐震化や室内安全対策を実施する。また、各種データは民間データセンター等を利用し、喪失対策を推進する。

〇支援人員の受入れ体制の構築

・ 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。

・ 応急活動の長期化による職員の身体的・精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

⑪人材育成

＜脆弱性の評価＞

〇防災体制の強化と人材活用の推進が必要

＜推進方針＞

〇防災体制の強化と人材活用の推進

・ 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの習得、受援体制の強化等を図るとともに、各種研修や訓練を通じて、災害対応力や調整力を備えた専門人材の育成を推進する。あわせて、分野横断的に指揮・統制や調整を担うことのできる総合的な防災人材の育成にも取り組み、限られた人員でも多様な災害事象に臨機応変に対応できる体制の構築を目指す。

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市業務継続計画（平成 31 年 3 月）
- 能美市公共施設等総合管理計画（令和 5 年 4 月改訂）

目標４．経済活動の継続

経済活動を機能不全に陥らせない

４－１　サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

⑤産業

＜脆弱性の評価＞

〇企業の事業継続計画の策定等、企業が事業活動を継続するための取組が必要

＜推進方針＞

〇事業者による事業継続計画策定の促進

・事業者による事業継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組を促進する。特に中小企業については、事業継続力強化計画の策定を推奨する。

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇緊急時にも生産拠点相互や物流拠点をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを確保しておくことが必要

〇道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

＜推進方針＞

〇道路ネットワークの確保

・緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。（2-1 再掲）

・緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。（2-1 再掲）

〇道路施設の維持管理

・長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗装修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のＬＥＤ化を計画的に推進する。（2-1 再掲）

【関連計画等】

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和７年３月見直し）
- 能美市事業継続力強化支援計画（令和２年４月）

４－２　産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

⑨環境

＜脆弱性の評価＞

〇有害物質の漏えい発生時の対策が必要

〇住民への情報発信の強化が必要

＜推進方針＞

〇有害物質の漏えい発生時の対策の構築

・有害物質の流出に迅速に対応するため、平時から石川県の環境部門、南加賀保健福祉センター、消防等と連携し、災害時に有害物質の流出情報を関係者で共有して、対策を講じる。

〇住民への情報発信の強化

・市民に対して、防災行政無線、ホームページ、ＳＮＳ（市公式ＬＩＮＥ等）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、掲示板、広報車によるほか、必要に応じて放送事業者、新聞社等報道機関の協力を得て、迅速に情報発信を行う。

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇保安人材不足対策が必要

＜推進方針＞

〇スマート保安の普及促進

・ＩｏＴ、センサー、ＡＩ等のデジタル技術を活用したスマート保安システムの導入促進により、遠隔監視や異常検知などの予防保全、施設の保安管理体制の高度化を推進する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

４－３　食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

⑦農林水産

＜脆弱性の評価＞

〇食料の生産・流通等関係事業所の防災対策が必要

〇農業水利施設の整備が必要

＜推進方針＞

〇食料の生産・流通等関係事業所の防災対策

・ 作物共同利用施設等の耐震照査・耐震対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

〇農業水利施設の整備

・ 農業水利施設の計画的な改修・補強等を図る。（1-4 再掲）

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

４－４　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

②住宅・都市

＜脆弱性の評価＞

〇水道施設の耐災害性の強化が必要

＜推進方針＞

〇水道施設の耐災害性の強化

・ 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化等を進める。

⑧国土保全

＜脆弱性の評価＞

〇渇水対策体制の整備が必要

＜推進方針＞

〇渇水対策体制の整備

・ 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策等に取り組む。

・ 農業用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

４－５　農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

⑦農林水産

＜脆弱性の評価＞

〇地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要

〇災害に強い森林づくりが必要

〇新たな農林業の担い手の確保、育成が必要

＜推進方針＞

〇農地・農業水利施設等の保全管理の推進

・ 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を推進する。

〇災害に強い森林づくりの推進

・ 森林の公益的機能を持続的に発揮していくため、水源の涵養機能、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進、県産材の利用促進等を図るための森林施業を推進する。

〇農林業の担い手の確保・育成

・ 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や大規模農業者、家族経営などの多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。

【関連計画等】

- 能美農業振興地域整備計画（令和 3 年 11 月見直し）
- 能美市における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（令和 2 年 6 月）
- 能美市森林整備計画（令和 7 年 4 月見直し）

目標５．ライフラインの早期復旧

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

５－１　テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・ＳＮＳなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇市民の情報取得と正しい判断、行動を向上させる取組が必要

＜推進方針＞

〇防災意識の向上及び防災活動の推進

・防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や、事業者の業務継続計画の策定を促進するなど、様々な対策により避難意識の向上を図る。

・実践的な避難訓練や実技訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進する。また、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇情報通信事業者との情報共有・協力体制の整備が必要

＜推進方針＞

〇各種事業者との連携強化

・災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、衛星携帯電話の配備、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。

〇代替手段の確保

・電力や情報通信の不通に備え、防災拠点や避難所等において、固定電話や携帯電話等に代わる通信機器や非常用電源等の整備（蓄電池の備蓄等）を推進する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇住民等への情報伝達体制の強化が必要

〇市民の情報取得と正しい判断、行動を向上させる取組が必要

＜推進方針＞

〇住民等への情報伝達体制の強化

・北陸先端科学技術大学院大学で学ぶ留学生や市内企業で働く外国人等に配慮し、多言語に対応したデジタルハザードマップの公開・周知を図るとともに、関係機関と協力し、やさしい日本語等を活用した防災環境づくりを促進する。

〇防災意識の向上及び防災活動の推進

・市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。(2-4 再掲)

⑭デジタル活用

＜脆弱性の評価＞

〇住民等への情報伝達体制の強化が必要

＜推進方針＞

〇住民等への情報伝達体制の強化

・避難指示等の防災情報伝達の速達性・確実性を向上させるため、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Ｊアラート、Ｌアラート、緊急速報メール、ＳＮＳ等、ＩＣＴを活用して伝達手段の多重化、充実強化を図る。また、河川情報等のオープンデータ化により、市民にリアルタイムの情報を共有する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

５－２　発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇誤情報が瞬時に拡散する状況に即応できるよう、公式情報発信体制の強化が必要

〇救助・支援現場に誤情報が入り込まないよう、現場との正確な情報共有が必要

＜推進方針＞

〇公式情報発信体制の強化

・災害時にはホームページや防災行政無線、ＳＮＳ（市公式ＬＩＮＥ等）などのあらゆる手段を活用し、正しい情報を速やかに発信する。

〇現場との正確な情報共有

・実働機関に対し庁内で確認された情報をリアルタイムで共有し、救助・支援現場と本部の間で確実な情報伝達を行う。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇誤情報に惑わされないよう、住民への情報リテラシーの強化が必要

＜推進方針＞

〇住民への情報リテラシーの強化

・平時から防災講座や訓練、広報紙等を通じて公式情報の確認方法などを周知し、住民の情報リテラシー向上を促進する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

５－３　ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要

＜推進方針＞

〇減災への取組の推進

・防災訓練、出前講座、防災フェスタ等を活用し、石油やガス機器の耐震化、マイコンメーターや感震ブレーカーの設置促進等、減災に繋がる安全機器の対策を推進する。

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇上水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要

〇下水道施設の耐震化が必要

〇広域的な応援体制の構築や業務継続計画に基づく事前の対策が必要

〇電気事業者との情報共有・協力体制の整備が必要

〇燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要

＜推進方針＞

〇上水道施設の耐震化の推進

・上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。（2-5 再掲）

〇下水道施設等の耐震化及び更新の促進

・下水道施設の計画的な維持管理、耐震化及び更新を促進する。

〇給水対策の強化

・迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進めるとともに、日本水道協会と連携し、広域的な応援体制の構築や対策訓練、業務継続計画に基づくリスク対策の実施により、実効性を高めていく。

〇代替手段の確保

・電力の不通に備え、防災拠点や避難所等において、非常用電源の整備（蓄電池の備蓄や再生可能エネルギーの導入拡大等）、ＬＰガスの導入等を推進する。（2-5 再掲）

〇各種事業者との連携強化

・ 電力の不通時に、電源車や非常用発電機等の優先配備を必要とする地域や施設を早急に定め、迅速かつ円滑に配備できるよう、国や県、電気事業者等との連携体制を強化する。（2-5 再掲）

・ 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、イベント等を通して、平時から連絡体制を強化する。（2-5 再掲）

【関連計画等】

- 能美市水道事業経営戦略（平成 31 年 2 月）
- 能美市公共下水道事業経営戦略（平成 31 年 2 月）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

５－４　幹線道路の分断など、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

⑥交通・物流

＜脆弱性の評価＞

〇孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保しておくことが必要

〇緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要

〇道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

＜推進方針＞

〇道路ネットワークの確保

・緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。(2-1 再掲)

・緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)

〇複数の輸送ルートの確保

・中山間地域については、孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な整備を行う。(2-7 再掲)

〇道路施設の維持管理

・長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含)、舗装改修、舗装修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のＬＥＤ化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

⑬老朽化対策

＜脆弱性の評価＞

〇除雪機械を常に安定して稼働できる状態に維持管理をするため、除雪機械の計画的な更新が必要

〇狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新が必要

＜推進方針＞

〇大雪対策の推進

・ 市が保有する除雪機械の使用年数延伸による老朽化と故障発生の増加が課題となる中、適切な維持管理・計画的な更新を行う。(1-6 再掲)

・ 消融雪施設の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。(1-6 再掲)

【関連計画等】

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和 7 年 3 月見直し）
- 能美市道路除雪実施計画（令和 3 年 11 月見直し）
- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市林道施設長寿命化計画（平成 30 年 2 月）

目標６．地域社会・経済の復興

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

６－１　自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇災害時に早期復興できるよう、復興まちづくりの事前準備が必要

〇災害時に、復興を先導する行政機関の被災による機能の大幅な低下を回避することが必要

＜推進方針＞

〇復興事前準備の推進

・事前復興まちづくり計画の策定により、復興方針を事前に明確にするとともに、庁内関係部局・関係機関・地域の連携体制を構築し、災害後のより良い地域復興を実現する体制を整備する。

〇行政機能の機能保持

・庁舎の機能不全に備え、防災センターに災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。（3-2 再掲）

・「能美市公共施設等総合管理計画」に基づき、庁舎や公共施設の耐震化や室内安全対策を実施する。また、各種データは民間データセンター等を利用し、喪失対策を推進する。（3-2 再掲）

【関連計画等】

- 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）
- 能美市業務継続計画（平成 31 年 3 月）
- 能美市公共施設等総合管理計画（令和 5 年 4 月改訂）

６－２　災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、ＮＰＯ、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要

〇建設業界等との緊急時における協定に基づき、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備することが必要

＜推進方針＞

〇市民一人ひとりの災害対応力の向上

・ 災害が発生すると、行政による「公助」には一定の限界があるため、防災教育を推進し、自分の身は自分で守る「自助」、住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進する。（2-4 再掲）

〇建設業界等との応急復旧体制の強化

・ 建設業協会や建設コンサルタント協会等との緊急時における協定に基づき、発災時に適切な行動がとれるよう、平常時から応急復旧体制を整備する。

・ 早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者と意見交換を実施し、連携強化を図る。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇防災士の育成と自主防災組織の強化が必要

〇災害ボランティアの活動環境を整備することが必要

＜推進方針＞

〇自主防災組織の強化

・ 自主防災組織のランクアップを図るために、訓練を通して組織の機能を強化する。

〇災害ボランティアの活動環境の整備

・ 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、能美市社会福祉協議会災害ボランティアセンター等の関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。

・ 災害時にボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターと連携を図る。

⑪人材育成

＜脆弱性の評価＞

〇防災士の育成と自主防災組織の強化が必要

〇建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要

＜推進方針＞

〇自主防災組織の強化

・ 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の育成やスキルアップを図るとともに、自主防災組織アドバイザーを活用し組織の活性化を図る。

〇建設産業の担い手確保・育成

・ 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

６－３　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑨環境

＜脆弱性の評価＞

〇災害廃棄物処理計画による体制整備が必要

〇災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要

〇災害廃棄物の一次仮置場の確保が必要

〇廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要

〇大量の廃棄物を最終処分するため国、県、他市町との連携や支援が必要

＜推進方針＞

〇災害廃棄物の処理対策の推進

・ 災害廃棄物処理計画による円滑な処理体制の整備を推進する。

・ 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、能美市美化センターをはじめ、石川県や県内市町、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携し、災害廃棄物の適切な処理ルートを確保する。

・ 災害被害による不測の事態を想定し、災害ごとの必要面積にとどまらず、広く一次仮置き場候補地の確保に努める。

・ 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。

・ 仮置き場設置訓練への参加により連携体制を強化し、大規模災害時には、他市町との相互応援協定や、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき連携・支援を行えるよう、他市町間での支援の調整を行う。

【関連計画等】

- 能美市一般廃棄物処理基本計画（令和５年３月見直し）
- 第 11 期能美市分別収集計画（令和７年５月）
- 能美市災害廃棄物処理計画（令和３年３月）
- 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

６－４　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

②住宅・都市

＜脆弱性の評価＞

〇平時から、仮設住宅建設戸数及び建設予定地や事業用地を設定しておくことが必要

＜推進方針＞

〇応急仮設施設や用地の迅速な供給

・応急仮設住宅の必要戸数は被災者予測人数をあらかじめ考慮して算定し、建設地は飲料水、衛生環境、交通の利便、教育等を勘案のうえ、公有地を優先して事前に選定しておく。

⑤産業

＜脆弱性の評価＞

〇平時から、仮設住宅建設戸数及び建設予定地や事業用地を設定しておくことが必要

＜推進方針＞

〇応急仮設施設や用地の迅速な供給

・仮店舗や仮事業所等の用地は、平常時から公有地や民間遊休地等の候補地を事前に選定し、被災事業者の速やかな事業再開を支援する。

⑧国土保全

＜脆弱性の評価＞

〇災害後の円滑な復興を進めるため、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが必要

＜推進方針＞

〇地籍調査等の推進

・平常時から地籍調査を計画的に推進し、土地所有権と境界を明確にしておくことで、災害復興時の用地確保手続きを加速化させるとともに、被災者補償手続きの迅速化、計画的復興の円滑な実施を図る。

⑪人材育成

＜脆弱性の評価＞

〇建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要

＜推進方針＞

〇建設産業の担い手確保・育成

・ 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。（6-2 再掲）

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和 8 年 6 月修正）

６－５　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①行政機能・防災教育等

＜脆弱性の評価＞

〇文化財等を災害から守るための備えが必要

＜推進方針＞

〇文化財の防災対策の推進

・ 文化財を災害から守るため、所有者・管理者等に防災対策の必要性を啓発し、火気の使用制限や消火設備等の整備・保守点検・更新を促進するとともに、美術工芸品等については耐火・耐震の収蔵庫での保管を指導する。

②住宅・都市

＜脆弱性の評価＞

〇地域住民相互のつながりの強化、地域コミュニティの活性化が必要

＜推進方針＞

〇地域コミュニティの活性化

・ 地域の有形・無形の文化が保存・継承されるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組を支援するとともに、地域のリーダーとなる担い手の育成を図る。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

６－６　風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

⑤産業

＜脆弱性の評価＞

〇企業の事業継続計画の策定等、企業が事業活動を継続するための取組が必要

〇災害発生時に市内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制が必要

＜推進方針＞

〇事業者による事業継続計画策定の促進

・ 事業者による事業継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組を促進する。特に中小企業については、事業継続力強化計画の策定を推奨する。（4-1 再掲）

〇風評被害を防止する情報発信

・ 平時から報道機関や商工関係機関と連携し、テレビ・ラジオ・インターネット・ＳＮＳ等の多様なメディアを活用して、市内外へ迅速かつ正確な被災地情報、事業・産業復興状況、安全性に関する情報を戦略的に発信できる体制を整備する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

６－７　やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により集落に戻らないことで、集落の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態

④ライフライン

＜脆弱性の評価＞

〇住民の帰還に向けた迅速なインフラの復旧・復興が必要

＜推進方針＞

〇迅速なインフラの復旧・復興

・住宅再建やインフラ復旧を計画的に進め、道路・上下水道・電力など生活基盤の整備を優先的に行うことで、住民が安心して帰還できる環境を整える。

⑤産業

＜脆弱性の評価＞

〇農林業など地域の生業の継続のため担い手の確保が必要

＜推進方針＞

〇農林業の担い手確保

・農業・林業など地域の基盤産業については、復旧資材の供給や担い手確保の支援を行い、事業再開に向けた補助制度を活用するなど、地域経済の持続性を確保する。

⑩リスクコミュニケーション

＜脆弱性の評価＞

〇帰還や地域再建に関する判断のため復興に関する適切な情報発信が必要

＜推進方針＞

〇復興に関する適切な情報発信

・住民へ復興状況や支援策などの情報を発信するため、広報誌やホームページ、ＳＮＳなど複数の媒体を活用し、情報を多層的に伝達する。

【関連計画等】

● 能美市地域防災計画（令和８年６月修正）

Ⅴ．施策分野ごとの指標

１．施策分野ごとの指標

施策分野	業績指標	現況値（R7）	目標値（R12）
①行政機能・防災教育等	防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合	17.6%	20%
	消防団員数	109 人	132 人
	通電火災の広報活動数	30 回	150 回
	年１回以上訓練を実施する自主防災組織	70%	100%
	住宅用火災警報器の設置率	96%	100%
	災害対策本部運営訓練の実施	1 回	2 回
②住宅・都市	公共建築物の耐震化率	99%	100%
	民間住宅の耐震化率	72%	95%
	多数の者が利用する建築物の耐震化率	96%	100%
③保健医療・福祉	年１回以上訓練を実施する浸水想定区域内の要配慮者利用施設	31.8%	100%
	年１回以上訓練を実施する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	60%	100%
④ライフライン	全管路の耐震適合率	8.5%	9.8%
	上水道基幹管路耐震適合率	43.1%	50%
	配水池耐震施設率	27.8%	40%
	重要な下水道管きょの耐震化率	43%	60%
⑤産業	事業継続力強化計画の認定事業者数	65 件	95 件
⑥交通・物流	道路照明灯のＬＥＤ改修率	35%	100%
⑦農林水産	森林整備地域活動支援交付金事業による森林整備面積	870ha	1,000ha
	多面的機能支払制度の加入地区数	43 地区	47 地区
	地元産材の住宅建築数	75 件	90 件
⑧国土保全	間伐実施面積	681ha	735ha
	林地の境界明確化面積	1,025ha	1,525ha
⑨環境	災害廃棄物処理応援協定の締結数（民間団体等）	0 団体	5 団体
⑩リスクコミュニケーション	災害対応力強化訓練に参加する職員	11%	100%
⑪人材育成	バイスタンダーの育成数	11,214 人	16,000 人
	防災士数	496 人	650 人

Ⅵ. 計画の推進

計画の推進にあたっては、施策分野ごとに設定した業績指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。